

報告第 20 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

石垣市長 中山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年11月6日

石垣市長 中 山 義 隆

1 事故名

公用車の事故

2 相手方

石垣市字宮良335番地1

宮良公民館

館長 石垣 安敏

3 発生年月日

令和6年7月21日

4 発生場所

石垣市字宮良335番地1（宮良公民館）

5 事故の概要

移動図書館巡回中の移動図書館サービスポイント（宮良公民館）へ運行時に起こった物損事故である。宮良公民館軒下に当該車両を駐車の際、右折時に車両右後方側面を公民館軒の外柱に接触してしまった。

これにより相手方の宮良公民館外柱の一部が剥がれた。

当該車用接触報告を受けて、石垣市立図書館長と宮良公民館長の立会いで現場確認と状況説明及び謝罪を行ったところ、外柱の修繕を条件に、示談に応じる旨の申出があったため、修繕に要する費用を損害賠償として相手方に支払、示談を成立させるものである。

6 損害賠償額

17,600円